

宮城県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第14項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和6年1月12日

宮城県監査委員	佐々木	喜	藏
宮城県監査委員	佐々木	功	悦
宮城県監査委員	成田	由加里	
宮城県監査委員	吉田		計

記

1 監査委員の報告日

令和5年8月28日

2 通知のあった日

令和5年10月30日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

公営事業課及び水道経営課

(1) 監査委員の報告の内容

公営事業課及び水道経営課において、工業用水道事業会計の消費税及び地方消費税の納付が未納となり延滞金の支払いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

令和3年度分工業用水道事業会計の消費税及び地方消費税の確定申告時に、申告書の記載誤りにより消費税が未納となり、修正申告が完了するまでの間の延滞金1,700円が発生し、支払ったもの。

(2) 措置の内容

記載箇所の誤りにより修正申告が必要となったことから、マニュアルをより具体的な内容に改めたほか、チェックリストの項目見直しを行った。今後これらの対策により再発防止に努めていく。